解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十七日

仙台市青葉区大町一丁目一番三〇号

社団法人東北経済倶楽部

代表清算人　水戸　一志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月二十五日開催の総会の決議により平成二十三年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十七日

福島県西白河郡西郷村大字真船字村火六番地一

特例民法法人全国青少年教育施設協議会

代表清算人　佐藤　修

代表清算人　澁谷　建治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十七日

静岡県掛川市中方一七番地　中方報徳社

清算人　後藤　進

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十七日

北九州市小倉北区三萩野二丁目四番三一―四〇四号

特定非営利活動法人北九州市住宅リフォーム促進協議会

清算人　藤本　新二

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年六月九日に解散し、清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第七十六条において準用する民法第七十九条第一項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十七日

栃木県宇都宮市白沢町四九九番地五

清算法人下ケ橋河原土地改良区

代表清算人　手塚　豊

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十七日

群馬県前橋市西片貝町五丁目二四番地六

財団法人西片貝町公民館

代表清算人　鹿野　守也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十七日

埼玉県川口市大字芝三一六二番地

特定非営利活動法人ライフサポート陽だまり

清算人　松本　祐三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月三十日開催の社員総会の決議並びに千葉県知事の認可により、平成二十三年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十七日

千葉県船橋市葛飾町二丁目三八七番地一

医療法人社団健幸会

清算人　宇賀　正護

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十七日

兵庫県養父市大屋町由良四一四番地

特定非営利活動法人大屋ひかるの家

清算人　安田　直人

配当公告

栃木県大田原市中田原八一〇番地

破産者　有限会社油隆商店

右の者に対する宇都宮地方裁判所平成二十年（フ）第四七五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七六四、五八四、〇四五円

一、配当することのできる金額

金五一、四三三、〇一九円

平成二十三年八月十七日

栃木県宇都宮市小幡二丁目二番一一号有貴ビル二階

破産管財人　蓬田　勝美

配当公告

岐阜県各務原市那加長塚町一丁目八六番地

破産者　株式会社アサノ産業

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十一年（フ）第五七三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一八、〇一一、〇五五円

（内優先債権額　金一四八、五〇〇円）

一、配当することのできる金額

金一六、二五四、五六六円

（内優先債権額　金一四八、五〇〇円）

平成二十三年八月十七日

岐阜市若宮町九丁目四番地大久保ビル二階

破産管財人　大久保　等

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市上桑島町一三四九番地、最後の住所栃木県宇都宮市東町二二番地皆藤病院内　被相続人　亡　柳田　充男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日

栃木県宇都宮市小幡一―一―二一オノセビル五階　タナブ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荘司　円香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市新井三四八番地二、最後の住所埼玉県熊谷市石原三丁目二〇八番地　埼玉慈恵病院　被相続人　亡　藤野　雅弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日

埼玉県東松山市日吉町二番二四号

相続財産管理人　司法書士　神田　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区砧四丁目一五番、最後の住所東京都町田市成瀬二丁目九番地五ポプラケ丘コープ一四―一〇二

被相続人　亡　永田　聖也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十七日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

第53期決算公告

平成23年8月17日

北海道苫小牧市錦町2丁目6番22号

株式会社菱中

代表取締役　中村　英二

貸借対照表の要旨

（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,181
	固定資産	261,500
	合計	266,681
負債及び純資産の部	流動負債	2,991
	固定負債	一
	資本金	263,690
	資本剰余金	20,000
	利益準備金	243,690
	その他利益剰余金	7,500
	（うち当期純利益）	236,190
	合計	(2,332)
		266,681